

さいたま市告示第898号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
さいたま市大宮区北袋町一丁目602番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県川口市並木2丁目30番1号
株式会社エンプラス 代表取締役社長 横田 大輔
- 3 許可番号
令和6年4月24日
第変 - N2020076号
- 4 検査済証番号
令和8年5月26日
第完 - N2020076号